

東急不動産株式会社「(仮称)新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 6 年 1 0 月 3 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称)新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、新潟県知事及び山形県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県岩船郡関川村、山形県西置賜郡小国町の行政界周辺
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 4 7, 3 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 配 慮 書 受 理	令和 3 年 1 0 月 2 5 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 1 月 7 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 4 年 1 月 1 4 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 2 月 2 6 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 6 年 5 月 2 0 日
新 潟 県 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 8 月 1 5 日
山 形 県 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 8 月 1 3 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 6 年 1 0 月 3 日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、植田
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2（直通）

東急不動産株式会社「(仮称)新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等が存在していることから、地盤や地質の状況、樹木伐採の影響等を踏まえた事業計画の検討を行うとともに、工事計画の検討に当たっては、既存道路を最大限活用する等、土地の改変が最低限となるよう検討を行うこと。
なお、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直しを含めて検討を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、風力発電機の音響パワーレベルを示した上で、風力発電機からの一定距離ごとの音圧レベルやブレードの回転速度を考慮し、環境基準、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年環境省)及びその他最新の知見等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水環境の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえ、適切かつ効果的な調査地点を設定する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、施設の稼働後の地形改変に伴う水の濁り、生態系への影響についても検討を行い、必要に応じて環境影響評価項目に追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域の周辺には、「高地湿原性トンボ生息地」や「トンボ池」を始めとした重要な地形等が存在していることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺は、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類を始めとした鳥類が生息するほか、渡りの経路となっているため、専門家の助言や最新の知見等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 生態系の典型性注目種については、採餌環境などの生息状況等を踏まえ、適切に選定を行うこと。
7. 対象事業実施区域及びその周辺は、トンボ類をはじめとする貴重な昆虫類や底生動物の生息地となっていることから、水域及びその周辺の状況を十分に把握した上で、専門家の助言や既存文献等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

8. 植物の調査に当たっては、対象事業実施区域内に存在するスキー場のゲレンデ跡地における希少植物育生の可能性等に配慮しつつ、風力発電機設置予定位置や改変予定箇所等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

9. 景観の調査に当たっては、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定するほか、地域住民及び観光地の関係者等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(新潟県知事及び山形県知事からの意見書の写しを添付)